生命の安全教育（就学前児童に対する性教育）にかかるアンケート調査について 【集計結果】

●調査の趣旨

国においては、令和２～４年度を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、教育・啓発等を進めていくこととされている。文部科学省と内閣府が連携して作成した生命（いのち）の安全教育の指導の手引きにおいては、幼児期における教育のねらいとして、「自分と相手の体を大切にできるようになっていく」ことが挙げられているところ。

また、令和４年３月に策定した本県の就学前教育のガイドライン「奈良っ子はぐくみ基本方針」では、すべての子どもに「健やかに大切に守られ、はぐくまれる権利」を保障する観点に立ち、「自己肯定感・自尊感情」、「他者への寛容なこころ」、「健やかな身体」をはぐくんでいくことを目標としている。

上記を踏まえ、このたび、今後の保育行政の参考とするため、県内の保育所、認定こども園、地域型保育施設、特例保育事業施設、認可外保育施設（以下、「保育施設等」という。）における性教育にかかる取組等の状況を調査した。

調査概要

１．調査対象
県内に所在する保育施設等

２．調査方法
別添調査票を、各施設がメールで県に直接回答

３．実施期間
R4.11.22～R4.12.16

４．有効回答数：127（有効回答率：33%）
【内訳】
※対象施設数：381･･･認可施設：283、認可外施設(奈良市以外)：64、認可外施設(奈良市)：34
認可外施設は居宅型を除く

調査結果

Q1 令和４年３月に策定した本県の就学前教育のガイドライン「奈良っ子はぐくみ基本方針」を知っていますか。

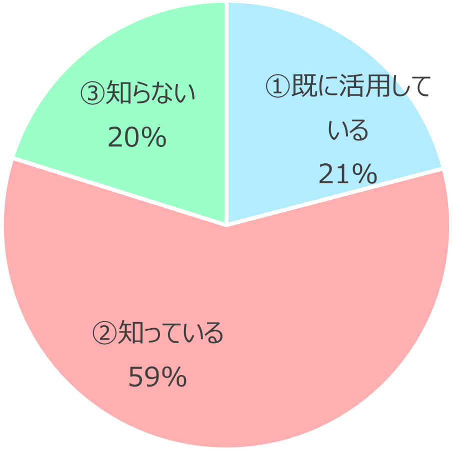

項目	回答数
①既に活用している	27
②知っている	76
③知らない	26

8割の施設が、奈良っ子はぐくみ基本方針を知っている。

Q2 生命（いのち）の安全教育について、性被害に気付き予防できるよう、自分の身を守ることの重要性や嫌なことをされたら訴えることの必要性を児童に教えていますか。

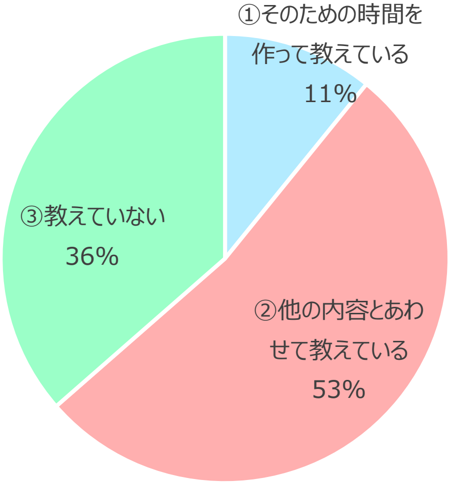

項目	回答数
①そのための時間を作って教えている	14
②他の内容とあわせて教えている	68
③教えていない	47

＜①、②に該当する場合の対象児童の年齢＞

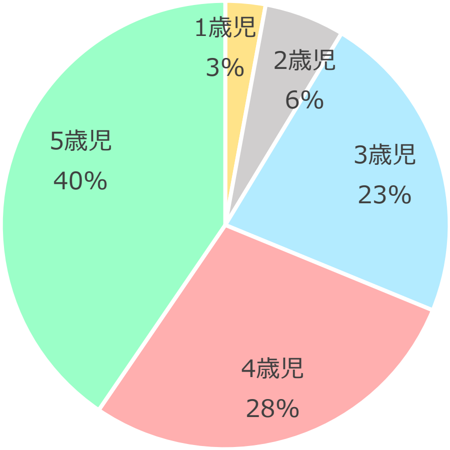

項目	回答数
0歳児	0
1歳児	5
2歳児	10
3歳児	39
4歳児	49
5歳児	70

調査結果

Q3 Q2の他に、「自分と相手の心と身体を大切にできるようになっていく」ための取組をしていますか。している場合には内容と対象年齢をあわせて教えてください。

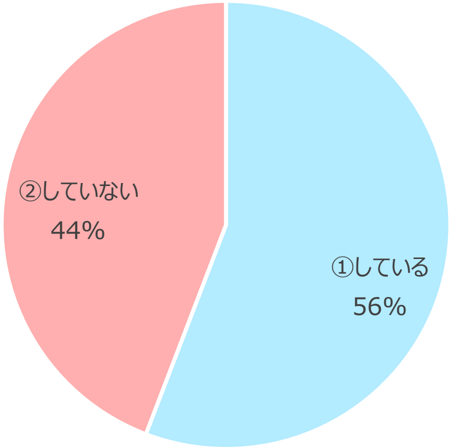

項目	回答数
①している	72
②していない	57

主な取組例

- 毎月「人権を確かめあうつどい」を行い、毎月異なるテーマで人権についての話や絵本ペープサート等を使って児童と一緒に考える時間を設けている。（３～５歳児）
- 道徳の時間として、自分や相手の気持ちと身体の大切さ、気持ちを傷つける言葉、そうでない言葉の違いを子どもたちと考える時間を設けている。（5歳児）
- 痛かった・嫌だった気持ちが大事であることを伝える取組。噛まれる・叩かれるなど痛いことをされたら、保育者が共感し、子どもたちにも「ごめんね」と「いいよ」の気持ちを持ってもらう。この取組を乳幼児期の間、繰り返し行う。（１歳児～）
- 年１回、自分がどうやって産まれてきたのか・自分の身体の仕組み・命の大切さなど「いのちのお話」について助産師の方にお話をしてもらっている。（4歳児、5歳児）

Q4 その他、乳幼児の性教育にかかる取組をしていますか。

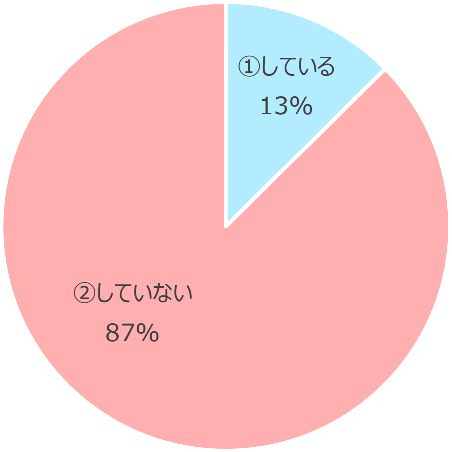

項目	回答数
①している	16
②していない	111

主な取組例

- 職員向けの研修を行い、性的虐待等についても周知と予防対策を行っている。
- 保護者向けの情報提供。
- おむつ交換やパンツの履き替え時に周りから見えないようにする。トイレを覗かない。年長児は、男女別々に着替える。
- 身体測定や水遊び・プールなどの行事の際に職員同士「見せない、触らせない『水着ゾーン』の確認を行い、子どもにも話をする。